

経税部
だより

今一度、「共通番号(マイナンバー)制」の

本質と問題点を考える

税理士 佐飛 淳一

1. 個人番号の収集が 身近になってきた

今年6月、全国保険医療機関に連絡してきてお団体連合会(以下、「保連」)は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)に対し、「保険医療機関のマイナンバー収集及びその取り扱いに関する申し入れ」(以下「申し入れ」)を行いました。「支払基金」は、確定申告期に、診療報酬額とこれに係る源泉所得税について、「支払調書」を税務署に提出することになっています。その際、支払調書に医療機関の「法人番号」や「個人番号」を記載することになっています。そこで「支払基金」は事前に個人番号等を集めるべく、「収集等について」のお知らせを各医療機関に連絡してきてお

2. 「番号法(マイナンバー法)」は 誰のための法律か

結論は、個人番号の提出は、任意であり、強制ではありません。また、提出しないことで不利益を受けることはありません。以下、もう少し詳しく見てみましょう。

「マイナンバー」と言われ、「私のための番号」のように言われていますが、「マイナンバー法」は、私たちのための法律ではありません。また、「マイナンバー」という法律用語もありません。正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)

3. 「番号法」に 個人の義務規定はない!

私たちは12桁の個人番号がつけられています。この個人番号は、全員の一生変わらない番号です。「匿名性」「唯一無二性」を持つ番号です。このことによって行政機関は「瞬時に同一人物の識別が可能」となるのです。私たちの人格権にかかわる問題と考えます。この個人番号を利用して行政機関が個人の情報を収集・管理することは人権侵害の可能性があると云えます。私たちは、この個人番号を受け入れる義務(受忍義務)はありませんし、他人に対して個人番号を提供する義務もありません。また、提供を強制されることも、提供しないことでも不利益を受けることもありません。

4. 私たちは どう対応したらよいか

保連連は支払基金に対し、「支払基金は通知文書に『番号』の記載・提出は強制するものではない」「番号」を記載・提出しなくても診療報酬の審査、支払において不利益はない」旨を明記し、周知すること、申し入れ

5. 「番号法」は 「二重構造」となっている

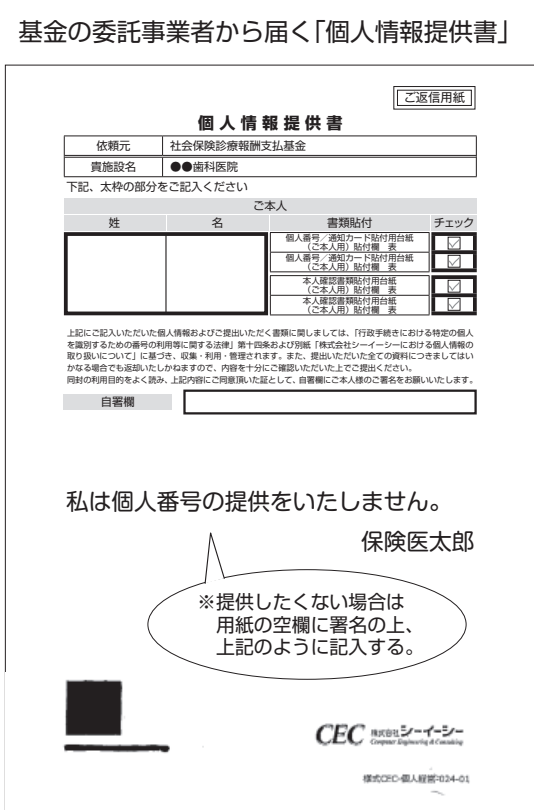
個人番号の提供がなかったら、行政機関は仕事をできないのでしよう。確かに、国税通則法は確定申告書等に氏名・住所と共に番号の記載を義務づけています(第124条)。しかし、この規定は、税務署が個人番号を利用するために「番号」を入れていくのであり、「番号」の記載がないことで確定申告書等の要件が満たされないという点ではありませぬ。だから、記載がなくても受理するとしているので、強制できるものではありません。大切なのは「提供しない」「提供しない」という私たちの意思表示です。行政機関は、2通りの方法で個人番号の収集が

6. 「事業者」として どう対応するか

医療機関は、従業員の源泉徴収票などを作成しなければなりません。「番号法」の「事業者」の立場になります。従業員からの個人番号の収集・保管・提供の努力が求められます。個人番号の記載された情報は、「特定個人情報」となります。事業者は、「特定個人情報」を取り扱うこと、個人番号の取扱いについても、強制ではありません。取扱いが悪いことで、罰金があるとか、不利益な処分を受けることもありません。不安であれば、取扱いの延期も一つの対策といえます。

7. 「共通番号(マイナンバー)制」 は中止・廃止を

個人番号は、その人のあらゆる情報に通じる「共通番号」です。今のところ利用範囲は税と社会保障と災害時と限定されています。しかし、先々は金融情報・医療情報などにも拡大される予定です。国家による国民の監視・管理社会になる危険性があります。データの流出、なりすまし犯罪な



8月10日以降、支払基金の委託を受けた事業者から、府下の各医療機関にマイナンバーの「収集キット」が届いている。提出期限は9月15日。マイナンバーを提供したくない場合は、「収集キット」に同封されている「個人情報提供書(上資料)」に「番号を提供しない」旨の付箋やメモを付けて返送すれば督促されない。支払基金はマイナンバーの提供は任意であり、拒否しても不利益を受けることはないとしている。